

U.P.C. Company Prefix 貸与規約

沿革 2021年8月1日 施行
2022年6月15日 22規約第4号 改正

一般財団法人流通システム開発センター（以下、GS1 Japan）は U.P.C. (GTIN-12) の適正な運営と利用のため、この U.P.C. Company Prefix 貸与規約（以下、本規約）を定める。

第1条 (U.P.C. Company Prefix)

- 1 U.P.C とは、非営利ベルギー法人である GS1 AISBL が推進している国際的に標準化された商品識別コード (GTIN : Global Trade Item Number) のうち、12桁のコード (GTIN-12) である。
- 2 U.P.C. Company Prefix とは、GTIN-12 の設定に使用するプリフィックスであって、GS1 が GS1 US に割り当てた 3桁の GS1 プリフィックスを用いて GS1 US が設定するコードである。

第2条 (U.P.C. Company Prefix の登録・申請)

- 1 GS1 事業者コード貸与規約（2001年1月1日施行。以下、事業者コード貸与規約）に基づき GS1 事業者コードの貸与を受けた事業者（以下、登録事業者）は、以下の要件を全て満たした場合、GS1 Japan に U.P.C. Company Prefix の登録申請及び追加申請をすることができる。
 - ① 登録を受けている全ての GS1 事業者コードが有効である。
 - ② 登録事業者の商品をアメリカおよびカナダへ輸出するために U.P.C. Company Prefix が必要とされる。
- 2 U.P.C. Company Prefix の登録申請は、これを管理している GS1 US の取決めにより、GS1 Japan が登録事務を行い、GS1 US により承認されたときに、U.P.C. Company Prefix が貸与される。
- 3 登録事業者による U.P.C. Company Prefix の登録申請及び登録申請料の支払方法等各種手続きの詳細については、U.P.C. Company Prefix の利用規則で定める。

第3条 (U.P.C. Company Prefix の終了)

- 1 事業者コード貸与規約第 15 条第 1 項の各号に該当する場合又は以下の理由により、登録事業者が貸与を受けている全ての GS1 事業者コードの貸与が終了した場合、全ての U.P.C. Company Prefix の貸与も終了する。
 - ① 事業者コード貸与規約第 12 条に基づく返還手続きが行われた場合
 - ② 事業者コード貸与規約第 14 条に基づく譲渡手続きによって他の事業者に譲渡された場合

第4条 (U.P.C. Company Prefix の利用)

- 1 登録事業者は U.P.C. Company Prefix についても事業者コード貸与規約で定める GS1 事業者コードとして、事業者コード貸与規約第 3 条第 3 項から第 7 項、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条を準用する。また、利用に当たっては、別に定める U.P.C. Company Prefix の利用規則に従って利用しなければならない。
- 2 登録事業者は本申請にて GS1 US により承認され、U.P.C. Company Prefix が貸与されても、GS1 US の会員資格は有しない。したがって GS1 US が会員に対して提供しているサービス (GS1 US Data Hub® | Product Create/Manage へのアクセス等) を受けることはできない。
- 3 登録事業者は U.P.C. Company Prefix の利用に際して、GS1US のウェブサイトにて GS1 US の規約及びガイドラインの変更内容を常に把握し、最新の GS1 US の規約及びガイドラインに従って利用しなければならない。

第 5 条 (米国法令遵守)

U.P.C. Company Prefix の貸与を受ける登録事業者は有効期間中、以下を遵守しなければならない。

- 1 米国法令 (米国食品医薬品局の法令を含む) を遵守すること。
- 2 米国財務省海外資産管理局 (Office of Foreign Assets Control of the U.S. Treasury Department) またはその他公的機関が運用する制裁措置の対象とならないこと、制裁対象者・制裁対象国と取引を行わないこと。

第 6 条 (規約の変更)

- 1 GS1 Japan は本規約を任意に変更することができる。
- 2 本規約を変更しようとするときは、GS1 Japan はその変更内容を GS1 Japan のウェブサイトに掲示し、効力発生時期を明示する。
- 3 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に、事業者コードを利用した登録事業者は、変更後の規約に同意したものとみなされる。

第 7 条 (反社会的勢力の排除)

登録事業者は GS1 事業者コード貸与規約第 10 条による有効期間中、事業者及びその株主、役員その他事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他の反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。

第 8 条 (準拠法および合意管轄裁判所)

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

本規約は、2021年8月1日改正のGS1事業者コード貸与規約が適用される登録事業者及び2020年4月1日改正のGS1事業者コード貸与規約が適用される登録事業者で2022年6月15日以降 U.P.C. Company Prefix を申請する登録事業者から適用する。